

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成18年12月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ヤマダ電機テックランド大津店
大津市今堅田三丁目8番地

2 提出された意見の概要

(1) 大津市からの意見

ア 交通渋滞について

琵琶湖大橋西詰交差点について来客車両により混雑する恐れがあるため、渋滞緩和策について公安委員会などと協議するとともに、交通処理計画について来店車両や搬入車両は店舗敷地内で処理することとし、やむ得ない場合は敷地外に臨時駐車場を設けるなど適切に交通処理するよう指導されたい。

イ 交通安全について

当該地の周辺道路は児童・生徒の通学路および周辺地域住民の生活道路としても数多くの住民が利用しており、店舗周辺の交通混雑により歩行者等の安全が十分に確保されないことが懸念されることから、駐車場出入口や交差点付近での安全対策のために交通整理員の配置等について指導されたい。

ウ 周辺地域への対応について

店舗の設置によって見通しの悪くなる市道幹2008号線側道について、通学路として利用している児童・生徒や買い物客の安全を確保するために、警備員の巡回や適切な屋外照明について配慮するとともに、地域の住民や青少年・防犯団体と協議等を実施し、青少年の健全育成についても十分に配慮するよう指導されたい。

エ その他

店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出された意見等にも誠意を持って対応するよう事業者に対して指導されたい。

(2) 堅田商工会からの意見

ア 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」への誠意ある対応について

出店者は平成17年10月1日に施行された上記指針の趣旨を真摯に受けとめ、地域の文化・歴史・風土を尊重し、地域の目指すまちづくりおよび生活環境の保全と増進などに、企業者の社会的責任として積極的に協力、対応するように強力に指導頂き、出店者がその責を全うするよう要請する。

イ 周辺地域の良好な生活環境の維持のための万全なる交通対策について

出店施設が利用する国道477号は、慢性的交通渋滞を起こしていた道路であることに加え、交通量が大幅に増加しており、当施設の営業が開始された場合は、周辺生活道路が大渋滞を引き起こし、地域の生活環境や地域小売業の健全な発達に悪影響を及ぼすこととなるので、出店者が関係機関と十分協議し、周辺の生活環境に悪影響を与えない交通対策に万全の措置を講じるよう意見を申し述べる。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21

大津市産業観光部産業政策課 滋賀県大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成18年12月15日から平成19年1月15日まで